

## 水道使用量のお知らせ

|           |       |                  |       |   |
|-----------|-------|------------------|-------|---|
| ご使用者      |       |                  |       | 様 |
| 調定年月      |       | お客様番号            |       |   |
| メータ口径     | メータ番号 | 前回検針日            | 今回検針日 |   |
| 今回指示数     |       | m <sup>3</sup>   |       |   |
| 前回指示数     |       | m <sup>3</sup>   |       |   |
| 旧メータ使用量   |       | m <sup>3</sup>   |       |   |
| 今回使用水量    |       | m <sup>3</sup>   |       |   |
| (前年同期使用量  |       | m <sup>3</sup> ) |       |   |
| 認定理由・水量   |       | m <sup>3</sup>   |       |   |
| 水道料金      |       | 請求予定額 (円)        | 税率    |   |
| 下水道浄化槽使用料 |       |                  |       |   |
| 合計金額      |       |                  |       |   |
| 振替予定日     |       | 検針員              |       |   |

水道料金等口座振替（領収）済のお知らせ

|     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 調定月 | 振替日 | 振替合計金額 |
|-----|-----|--------|

上記のとおり振替いたしました  
 本証により集金人が集金することはありません  
 問い合わせ先 富田林水道お客様センター  
 電話 0721-20-6400

#### — 水道メーター検針と料金納付 —

ご使用水量は、正確にメーターで記録されます。  
検針は、地域ごとに検針基準日を定めて2か月に一度、検針員がお伺いし、ご使用水量をお知らせします。

料金の納付は、検針後2か月分をまとめてお支払いいただきます。

料金のお支払いは、口座振替と窓口支払い(水道お客様センター・金剛連絡所・金融機関・コンビニ)、モバイル決済サービスがご利用できます。なお、集金はしておりません。

#### — インターネットによる開閉栓の受付 —

インターネットを経由して水道の使用開始や使用中止のお届けをしていただくことができます。

#### — 重度障がい者家庭の上下水道料金 —

軽減制度があります。<sup>身体障がい者手帳(A)</sup>

対 象 <sup>身体障がい者手帳</sup>  
~~重度~~身体障がい者(1級・2級~~A~~)の~~手帳~~をお持ちの一般家庭

(一般家庭口径40mm未満の給水装置に限ります。)

内 容

基本料金の2分の1を減額します。

申請受付場所

富田林水道お客様センター(市役所地階)又は  
金剛連絡所(身体障がい者手帳又は療育手帳を  
ご持参下さい。)

T3800020007247

富田林水道センター

富田林市甲田二丁目12番44号

大阪広域水道企業団

富田林市水道事業

富田林市下水道事業

インボイス登録番号は  
後日ウェブサイト  
公表予定です

T3800020001596